

岸和田市社会福祉協議会  
赤い羽根 岸和田の未来をつくる課題解決プロジェクト助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岸和田市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が、赤い羽根共同募金を活用して行なう、多様な市民活動団体や関係機関の連携によって市民参加で地域課題解決や市民の社会貢献意識の向上を目指す活動に対する助成金交付事業について、必要な事項を定める。

(助成の対象及び要件)

第2条 この助成の対象は（１）～（２）のいずれかに当てはまる団体とする。

- (1) 岸和田市内（以下、市内という。）で活動する営利を目的としない3名以上の市民活動団体「以下、非営利団体という。」。（団体の定款や会則等を定めている必要がある。）
- (2) 市内で活動する市民活動団体と専門機関が協同で運営する協議体（実行委員会形式を含む）

2. ただし、次の団体は助成の対象外とする。

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- (2) 過去において法令等に違反する等の不正行為を行った団体
- (3) 過去の助成金申請・報告等で不正を行った団体
- (4) 株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を主たる目的としている団体
- (6) 役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体
- (7) 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業は、市内で活動する団体、関係機関が2団体・機関以上で連携し、地域課題の予防や解決、市民の社会貢献意識の向上に寄与する地域福祉活動とし、以下の（１）～（５）に掲げる費用に対し助成を行う。但し、新規事業、比較的短期的に効果が得られる事業を優先する。

- (1) 地域課題の把握・分析に関する事業
- (2) 既存の市民活動団体の組織・活動の見直しに関する事業
- (3) 地域福祉の新たな担い手育成に関する事業
- (4) ボランティア活動を含む社会貢献活動への市民の意識向上に関する事業
- (5) 災害に強い平常時からのまちづくりに関する事業
- (6) 具体的な個別の地域課題の予防や解決に関する事業
- (7) その他

上記事業に該当しないが、助成を行うことが適当であると思われ、かつ協議会会長が認める事業に要する経費。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、事業に必要と認められる次に掲げる経費で、助成対象事業期間中に支出が完了していなければならない。

- (1) 謝金  
講座・講演会などへの講師謝金、プロジェクトへのアドバイザー料
- (2) 旅費  
講師の交通費、宿泊費、または団体スタッフや対象者である高齢者や障害者などの移動に必要な交通費等
- (3) 印刷製本費  
事業の啓発に必要なチラシ・ポスター代、会議、講演会に必要な資料等の印刷費

(4) 使用料及び賃借料

事業の実施または講演会等の開催に必要な会場使用料（高熱水費含む）

(5) 備品購入費（3回まで申請可 1回あたり上限10万円まで）※見積書の提出が必要

(6) 消耗品購入費（ボランティア交流会等の食材費は対象外）

(7) 通信運搬費

事業やイベントの案内等に必要な切手、はがき代など

(8) その他交付が必要と認められる経費

(助成金交付額及び条件)

第5条 この助成金の交付額及び条件は次のとおりとする。

1. 1事業あたり助成額は20万円以内とする。但し、助成の総額は協議会が定める予算の範囲内とする。
2. 当該事業において、他のボランティア・市民活動助成金と併用した助成は受けられない。

(助成対象事業期間)

第6条 助成を受けようとする対象事業の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の申請)

第7条 この助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を協議会会長に提出しなければならない。ただし、(2)～(4)については、協議会に登録しているボランティア・市民活動団体は提出を免除する。

- (1) 助成金交付申請書（様式1号）
- (2) 団体基本情報カード（様式2号）
- (3) 申請団体の会則
- (4) 申請団体の会員名簿

(助成の適否の審査)

第8条 協議会会長は、前条の申請を受けた後、事務局において申請内容の審査を行い、助成の適否、助成金額を決定する。

(助成の決定通知)

第9条 協議会会長は、前条による審査会の審査に基づき、助成金の交付（不交付）の決定を、各申請団体に助成金交付（不交付）決定通知書（様式3号）により通知する。

(助成金の請求)

第10条 助成が決定した団体は、助成金交付請求書（様式4号）を協議会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 協議会は、助成金交付請求書を受理した後、30日以内に当該団体に対し助成金を交付しなければならない。

(事業実施報告書の提出等)

第12条 助成金の交付を受けた団体は、助成事業完了後、助成金事業実施報告書（様式5号）に必要な書類を添えて、事業完了後30日以内に協議会会長に提出しなければならない。

(事業の変更)

第13条 事業内容の大幅な変更及び中止がある場合は、すみやかに協議会まで連絡し、必要に応じて事業変更申請書（様式6）を提出するものとする。

2. 申請事業区分や事業目的の変更、事業内容等の大幅な変更及び事業の中止があった場合は、交付の決定を取り消すものとする。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第14条 次に掲げる事項に街頭する場合は、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金について返還を求めるものとする。

- (1) 申請内容の虚偽や不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外にしようした場合
- (5) 事業内容の変更について、協議会の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会が不相当と認めた場合

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規定は平成31年4月1日から施行する。